# <u>入札監理小委員会の審議結果報告</u> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

# 「国家石油備蓄基地操業に係る業務委託」における民間競争入札実施要項(案)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)「国家石油備蓄基地操業に係る業務委託」について、当該業務に係る民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会で審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

## 1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、公共サービス改革基本方針(平成 28 年 6 月 28 日閣議決定)別表において、新規の事業として選定されたものであり、平成 29 年 10 月から平成 35 年 3 月までの 5 年 6 ヶ月間を目途に、民間競争入札による業務を実施することとされている。

本事業は石油備蓄法により定められた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を行うために必要な国家石油備蓄基地の操業(運転業務、施設管理業務、安全防災・環境保全業務、その他業務)を委託するものである。

- ○運転業務→原油の受入・払出(緊急放出含む)、原油の品質管理、緊急放出訓練等
- ○施設管理業務→保全計画の策定、施設工事(再委託が多数)、施設工事の検収等
- 〇安全防災·環境保全業務 → 陸上·海上警備防災、防災訓練、環境保全、気象観測 等
- ○その他業務 → 中期計画作成支援、資料館運営、住宅管理、業務車両運行 等 市場化テストの対象施設は下記に記載された全ての国家石油備蓄基地で行う。
- ①苫小牧東部、②むつ小川原、③久慈、④秋田、⑤福井、⑥菊間、⑦白島、⑧上五島、⑨串木野、⑩志 布志(基地ごとの調達を実施するが、③、⑥、⑨のみ「地下備蓄方式」で実施しており、3 基地で一契約)

## 2. 市場化テストの実施に際して事業主体が行った取り組みについて

- (1)入札参加資格
- 〇入札参加資格の緩和による共同体による参加を可能とした(資料 1-2-1(以下同じ) P. 31)
- (2) スケジュールの見直し(P.32)
- ○技術提案書作成と業務引継にかかる時間の確保、作業の前倒し
  - ・入札公告、入札説明会(7月→4月 3ヶ月前倒し)
  - ・企画書作成期間 (7 月~12 月→4 月~10 月 1 ヶ月延長、2 ヶ月前倒し)
  - ・業務引継期間の確保(2ヶ月→<u>約3ヶ月</u>)
- (3) 各業務の内容・仕様の明確化
- ○情報開示の徹底
  - ・従前、現行事業者において再委託していた業務(資料館の管理、宿舎管理、食堂運営、自動車運転等)について、情報を公開していなかったところ、これらの業務に求める水準や仕様、過去の実施状況を明記(P.21)
  - 「機構が定める(指示する)」として記載がなかった情報の開示

#### 〇代替提案

・民間事業者の創意工夫を活かす観点から、本入札実施要項に記載の仕様は最低限のものであり、 民間事業者が代替提案することを許容(P.9)

- (4) 落札者の決定方法
- 〇総合評価(価格点 100 点、技術点 200 点、ワークライフバランス取組加点 13 点) を実施する。なお、ワークライフバランス加点は今回より実施。(P. 36~P. 37)
- 〇入札対象経費の整理 (P. 33)
  - ・価格点の入札対象金額を間接経費と直接人件費、管理業務費とし、これまで削減できなかった間 接経費の削減を狙う
  - ・従前、工事費用等の直接業務費も入札対象経費に含めていたところ、変動のリスクがあることか らこれを除外
- 〇各評価基準に対する評価尺度及び配点を明確化(P. 40~42)

(参考:前回調達(平成25年開始事業)における改善策)

- ○入札参加資格要件の緩和 (総容量 100 万→10 万キロリットル以上 等)
- 〇有資格事業者の掘り起こし努力の強化
  - ①JOGMEC の HP の公告に加え、官報掲載 による案内の実施 ②有資格事業者への訪問等周知活動の徹底
  - ③有資格事業者へのアンケートの実施 (ニーズ把握)
- 〇提出書類の簡素化・重複の見直し(新規参入者への配慮)

## 3. 実施要項(案)の審議結果について

事業主体において、上記のとおり、積極的に要件緩和や情報開示を行ったが、委員から下記について指摘があった。

- (1) 実施要項の記載の整理 (関連する参考資料の明示)
- 【論点】 実施要項や関連資料は詳細に記載されているが、資料が多岐にわたる。関連する記載がどこ に記載されているか補足すれば、新規事業者は資料を読み込む時間を削減できる。
- 【対応】 実施要項に記載が多い「直接人件費」、「管理業務費」、「間接経費」については、定義を確認 することが多いと想定されることから、記載ごとに該当頁と項番を記載した。(P.33、P.43)
- (2)業務の分割について
- 【論点】 業務を分離発注して競争性を確保できないか。(P. 11~P. 21)
- 【対応】 運転・施設管理・防災業務はそれぞれ関連しており、同じ指揮命令系統の中にあることが安全を確保するために必要との考えであったため、現状通り業務を包括して発注することとなった。しかし、今回の調達において競争性の課題が残るならば、複数基地の契約の包括化や業務の分割発注を引き続き検討課題とすべきと委員より提案があった。

#### 4. パブリックコメントの対応について

平成 29 年 2 月 6 日から 2 月 20 日までにパブリックコメントを実施し、2 者から計 3 件の意見が提出された。

意見は評価基準の見直しについて 2 件、事業全般に関して 1 件であった。評価基準に関連して、入札対象金額の対象外である直接業務費に含まれる業務を受託者が自ら実施する場合と、当該業務を再委託する場合とで入札金額の算定結果が変わり適切な評価ができない恐れがあるとの意見を受け、当該業務に係る経費を機構で確認の上、入札金額に含めないものとすることとして、1 件の意見を実施要項(案)に反映した。(P.34)